

(教職員の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年5月14日付け21医大総第41号「新型インフルエンザへの対応について（通知）」でお知らせをしているところですが、このたび、これまでの新型インフルエンザの感染等の状況及び国の対応策などを踏まえて、本学における今後の対応について下記のとおり当面変更することといたしますので、教職員の皆様には、適切な対応をお願いします。

なお、現在、日々状況が変わっているため、対応が変更となった場合には、別途通知を行うこととなりますので、通知文やホームページにより、最新の情報を確認してください。

記

- 1 海外への渡航については、すべての国・地域への海外渡航の自粛から感染確認国への渡航はできる限り自粛するに変更する。
また、兵庫県、大阪府など国内感染地域への出張、旅行等についてもできる限り自粛願います。
- 2 やむを得ない理由により、海外感染国へ渡航する場合には、必ず事前に所属長を通して、事務局総務課へ届出を行う。
・届出内容：所属、氏名、渡航先の国名、渡航期間、渡航理由
- 3 海外渡航した場合の帰国日を含む7日間の自宅待機については解除する。
ただし、やむを得ず海外感染国及び国内感染地域に出張等を行った場合には、戻った日から7日間は体温を測定し、予防措置を徹底しながら体調管理を行う。
なお、上記期間内に発熱、のどの痛み、鼻汁、咳等のインフルエンザ様症状を認めた場合には、直ちに発熱相談センターに相談し、その指示に従うとともに、所属長に連絡をする。

(学生の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年5月14日付け21医大学第41号「新型インフルエンザへの対応について(通知)」でお知らせをしているところですが、このたび、これまでの新型インフルエンザの感染等の状況及び国の対応策などを踏まえて、本学における今後の対応について下記のとおり当面変更いたしますので、学生の皆様には、適切な対応をお願いします。

なお、現在、日々状況が変わっているため、対応が変更となった場合には、別途通知を行うこととなりますので、通知文やホームページにより、最新の情報を確認してください。

また、下記のとおり新型インフルエンザ予防を引き続き徹底してください。

記

- 1 海外への渡航については、すべての国・地域への海外渡航の自粛から感染確認国への渡航はできる限り自粛するに変更する。

また、兵庫県、大阪府など国内感染地域への旅行等についてもできるかぎり自粛願います。

- 2 やむを得ない理由により、海外感染国へ渡航する場合には、必ず事前に学生課へ届出を行うこと。

・届出内容：所属、学年、氏名、渡航先の国名、渡航期間、渡航理由

- 3 海外渡航した場合の帰国日を含む7日間の自宅待機については解除する。

ただし、やむを得ず海外感染国及び国内感染地域に渡航した場合には、戻った日から7日間は体温を測定し、予防措置を徹底しながら体調管理を行う。

なお、上記期間内に発熱、のどの痛み、鼻汁、咳等のインフルエンザ様症状を認めた場合には、直ちに発熱相談センターに相談し、その指示に従うとともに、学生課に連絡をする。

- 4 予防について

(1) 人混みから帰った際は、うがいと手洗いを励行する。

(2) 食事の前にもうがいと手洗いを励行する。

(3) 咳が出る場合はマスクを着用し、マスクがなければ自分の肘で口を覆い、飛沫が他の人に届かないようにする。